

「第3期北海道創生総合戦略 改訂版（素案）」に係る 意見募集結果

① 道民意見募集

- ・令和7年（2025年）11月26日から12月25日にかけて、意見募集を行い、道民の皆様から13件（一般11件、こども2件）の意見をいただきました。

② 市町村及び関係団体

- ・令和7年（2025年）11月26日から12月25日にかけて、意見照会を行い、市町村から2件、関係団体から5件の意見をいただきました。

③ 北海道創生協議会構成員

- ・令和7年（2025年）11月27日に書面開催した「第24回北海道創生協議会」において、構成員の皆様から52件の意見をいただきました。

いただいた意見に対する道の対応状況は次のとおりです。

区 分		①	②	③	計	割合
A	意見を受けて案を修正したもの	0	3	11	14	20%
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	5	3	18	26	36%
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	6	1	22	29	40%
D	案に取り入れなかったもの	2	0	0	2	3%
E	案の内容についての質問等	0	0	1	1	1%
合 計		13	7	52	72	

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の1① 安心して子どもを産み育てられる環境の整備</p>	<p>若者の給与を上げることが施策に入れたほうが結婚率は上がると思う。また、同性カップルも子どもを育てやすい環境を作るべき。養子縁組の出前講座をやり、その後も、同性カップルも異性カップルと同じ様にサービスを受けられるよう制度を整えるべき。</p>	<p>道では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができる北海道づくりをはじめとする、こども政策を推進しているところであり、御意見の「若者の給与改善」や「子育て支援」については、第3章の1「①安心して子どもを産み育てられる環境の整備」において、子育て世帯の経済的な負担の軽減や子育てなどを地域で支え合う仕組みづくりなどに取り組むこととしております。</p> <p>御意見については、今後の施策の進め方等の参考といたします。</p> <p>(C)</p>
<p>第3章の1① ■待機児童の解消をはじめ仕事と育児の両立ができる環境整備</p>	<p>保育士のキャリアパスの明確化も勿論だが、結局は給与だと思う。給与がしっかりもらえるとだけで、辞めざるをえない人は減るのではないか。</p>	<p>道では、保育士の専門性や質の向上、職場定着を図るため、キャリアアップ研修等の実施体制の整備を促進することとしており、御意見の趣旨については、保育士の配置基準改善や更なる処遇改善を国に働きかけるなど、今後の保育人材確保の取組の参考といたします。</p> <p>(C)</p>
<p>第3章の1① ■待機児童の解消をはじめ仕事と育児の両立ができる環境整備</p>	<p>病児・病後保育の実施数は北海道全体の数ではなく、エリアごとに目標数値を設置すべき。</p>	<p>病児・病後児保育の実施数（目標事業量）につきましては、各市町村が「子ども・子育て支援事業計画」で定める病児・病後児保育の目標事業量を積み上げたものとなっております。病児・病後児保育をはじめとする各種子育て支援事業につきましては、道計画と市町村計画と連動することで、各市町村における計画的な整備を支援することとしているため、案のとおりといたしますが、御意見も踏まえ、未整備施設がある市町村に対し、施設の開設・運営を支援するなど、各地域の体制整備に取り組んでまいります。</p> <p>(D)</p>

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1② ■地域の将来を支える人材育成のための高校の魅力化	K P Iに北海道教育委員会との連携という項目を追加すべき。	<p>本施策では「市町村内に所在する高校が1校のみである市町村における学校運営協議会の設置状況」をK P Iに設定しておりますが、北海道立高等学校の学校運営協議会は、北海道教育委員会及び道立学校長の権限と責任の下、学校と保護者及び地域住民等が一体となって学校運営の改善及び生徒の健全育成を図ることを目的とするものです。</p> <p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>
第3章の1③ 若者や女性にも選ばれる地域づくり	偏りがちな支援を各市町村でも取り組みやすいような支援体制の強化と振興局との協力によって推進できるネットワークの構築も図っていただきたい。	<p>御意見の趣旨については、第6章「市町村戦略支援」において整理しており、地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村の創意工夫を活かした取組が行えるよう、積極的に支援してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>
第3章の1③ ■国や市町村等と連携した若者や女性を惹きつける地域づくりの推進	ジェンダーギャップ指数を計測し、ギャップを解消するという項目を入れるべき。大学との連携はあまり大きな結果は出ないと思う。	<p>本戦略では、御意見のあった「大学等と連携した地域課題解決に向けた取組を行う市町村数」のほか、第3章の1「③■女性の能力を發揮しやすい環境の整備」において、「「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合」などのK P Iを設定し、アンコンシャス・バイアスに対する意識変革や女性活躍支援など、若者や女性にも選ばれる地域づくりを推進することとしており、御意見の趣旨については、今後の取組の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>
第3章の1③ ■女性の能力を發揮しやすい環境の整備	K P I「「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合」について、企業のマネジメント層の割合を調べるべき。	<p>道では、企業のマネジメント層も含め、道民全体でのアンコンシャスバイアスの解消を図ることとしており、そうした考え方のもと、第3章の1「③若者や女性にも選ばれる地域づくり」の施策を推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1④ ■働き手の状況に応じた就業支援や職場環境の整備	「女性、高齢者や障害のある方々”が”働きやすい」ではなく、「女性、高齢者や障害のある方々”も”働きやすい」という考え方であるべき。	第3章の1「④多様な人材の活躍推進」に掲げる施策は、仕事と家庭・育児の両立など様々な事情で働きづらさを抱えている「多様な人材」の就業を進めていくものであり、御意見の趣旨は包含しております。 (B)
第3章の1⑤ グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成	国際交流の取組は、多文化共生の中でどのような位置付けなのか。	御意見の趣旨については、第3章の2「② ■地域における外国人との共生 」において、政策の方向性を示しています。 (B)
第3章の2① ■道内の地域おこし協力隊員の確保や任期後の定住に向けた取組支援	K P Iは隊員数ではなく、任期後の定着率をみるべきではないか。	人口減少・高齢化が進行している本道において、地域おこし協力隊員は地域づくりの主要な担い手かつ地域の活性化や移住・定住の促進等において重要な存在であることから、国が掲げる令和11(2029)年度までに全国の隊員数を10,000人とする目標（地方創生に関する総合戦略）に準じ、全国の隊員増加率等を加味してK P Iを設定しております。 道としては、任期後の定着率（定住率）についても重要な指標と考えており、国や市町村と連携しながら、募集から任期後の各段階において総合的なサポートを行い、移住・定住に繋げてまいります。 (C)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の2② 外国人材の確保と地域における共生の環境づくり	「外国人居住者数」基準値の内訳に、過去20年間に失踪し、不法滞在者と成った累積人数、その内、居住先が不明者の累積人数を明記すべき。 また、「外国人居住者数」目標値は、5万人未満に抑えるべき。	道では、外国人材の受入と多文化共生社会の実現に向けて、地域や企業における受入環境づくりなど、様々な取組を包括的に実施しており、その成果を表すものとして、現在のK P Iを設定しているため、案のとおりといたします。 (D)

道民意見（こども）

意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
交通の便をしっかりとさせたほうがいい。	北海道では、交通に関わる会社やまちの人たちが協力して、近いところを走っている路線を一つにまとめたり、乗り継ぎをしやすいするなど、効率をよくして公共交通を利用しやすいこと、また、公共交通を利用することができない地域がなくなるように、地域に合った新しい交通手段の利用について考えることなどに取り組むこととしており、そうしたことを計画にも記載しています。 (B)
最近アーバンベアも多く、市街に熊が出るようになって怖いので、遭遇した時のために熊からの避難訓練なども行なってほしい。	北海道では、ヒグマ対策や学習会等の普及啓発について、関係機関や団体などと連携して実施することとしており、いただいた御意見を参考に今後もヒグマ対策を進めていきます。 (C)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の2④ ■自然・歴史や文化の発信による地域の魅力向上</p>	<p>「アイヌの人たちとの共生社会の実現に向け」という表現は、読み手にアイヌの人たちを含んでおらず不適切。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第3章の2「④■自然・歴史や文化の発信による地域の魅力向上」の該当箇所を「共生社会の実現に向け」に修正しました。</p> <p>(A)</p>
<p>第4章の2 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト</p>	<p>新たに追加された「若者や女性に選ばれる地域づくり」の観点を、重要な方向性であると共感している。北海道の総合戦略にこの観点が明確に位置付けられることは、各地域の取組を後押しし、道民の未来をより豊かにしていくものと期待している。</p>	<p>道といたしましても「若者や女性に選ばれる地域づくり」は重要な視点と考えております。引き続き、人口減少の緩和、人口減少社会への適応の観点とあわせて、北海道の創生に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(B)</p>

関係団体意見

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1④ 多様な人材の活躍推進	LGBTQ+も就職活動時や就労時に働きにくさを感じたり、公正な採用選考をなされない場合がある。多様な働き手の中に組み込んでいただきたい。	御意見の趣旨を踏まえ、第3章の1「④■働き手の状況に応じた就業支援や職場環境の整備」の該当箇所を「女性、高齢者や障がいのある方々など」に修正しました。 (A)
第3章の2① 移住・定住の促進 第3章の3 安心して暮らせる豊かな地域を創る	移住定住や、安心して暮らせる地域づくりの一環として、パートナーシップ宣誓制度の導入を記載いただきたい。	道といたしましては、引き続き、市町村の要望に応じて、性的マイノリティの方々を研修講師として派遣するなどして、制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めるほか、道内外の施策を把握し、市町村と共有しながら、可能なものから取組を進めるなど、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。 いただいた御意見については、今後の取組の参考といたします。 (C)
第3章の2① ■安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現	本項目に限らず、北海道として差別偏見を許さないという姿勢を総合戦略の中で提示いただきたい。	御意見の趣旨を踏まえ、第3章の3「①■安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」の該当箇所に「差別的言動は許されないという認識を広く浸透させるなど、」を追記しました。 (A)
第3章の3④ ■安全・安心な日常の確保	女性への暴力を無くすための取組みも入れていただきたい。	「安全・安心な日常の確保」の項目は、女性への暴力を含む「道民が特に不安を感じる犯罪」などの発生抑止に向けた取組を推進するという記載であり、御意見の趣旨は包含しております。 (B)
第3章の4③ ■観光コンテンツの磨き上げ	「LGBTQ+ツーリズム」を、他のツーリズムと列挙いただきたい。	御意見の趣旨については、第3章の4「③■観光サービス基盤の構築」において、誰もが快適に旅を楽しめる北海道の実現に向けた観光地づくりを進めることとしており、政策の方向性を示しています。 (B)

【北海道創生協議会構成員】北海道経済連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1① ■妊娠前から妊娠期、 出産、幼児期までの 切れ目ない保健・医 療の確保	設定されているK P Iが「1歳6か月児健康診査受診率」など、全て生まれた後の指標となっている。妊娠前から妊娠期、出産に関するK P Iも必要ではないか。	本戦略では、安心して子どもを産み育てられる環境の整備のため、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」や「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」などに取り組むこととしており、K P Iについては、「結婚に関する相談会開催数」や「次世代教育のための出前講座実施数」の出生前の指標から「1歳6か月児健康診査受診率」などの出生後の指標を設定するなど、一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる取組を進めております。 (B)
第3章の1① ■子育てなどを地域 で支え合う仕組みづ くり	K P I「講座に満足し、友人等に薦めたいと思った人の割合」について、100%という目標値を現実的な数値に置き換えたほうがいいのではないか。	本K P Iは、「講座に満足し、友人等に勧めたい」と思う人が増えることで、参加者の増加を図り、もって社会全体による取組の推進を目標とするものであり、直近の現状値やこれまでの推移などを勘案し設定しております。 御意見の趣旨については、今後の検証の際の参考といたします。 (C)
第3章の1① ■こどもの安全・安 心の確保	就業する・しないはあくまでも自由意志であることから、K P Iを「ひとり親家庭の親の就業率」とするよりも、「就業を希望するひとり親家庭の親の就業率」と設定する方が良いのではないか。	こどもの貧困解消に向けては、ひとり親家庭の経済的な自立が重要であり、就業意欲の助長も含めた個々のケースに応じたきめ細かな就業支援が必要であることから、本指標を設定しているものです。 御意見については、今後のひとり親家庭施策の指標設定に当たり、参考といたします。 (C)

【北海道創生協議会構成員】北海道経済連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1① ■仕事と家庭の両立 ができる職場環境の 整備	「男性の育児休業取得率」とともに、「取得日数」についてもKPIとして設定したほうが良いのではないか。	育児休業の取得については、第3章の1「①仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備」において、育児休業制度の普及のため、広く企業や労働者の方々に浸透するよう、働き方改革を支援するセミナーや個別相談会の開催など、職場環境整備の促進に取り組んでいるところです。御意見については、育児休業制度の普及啓発を進める上で、参考といたします。 (C)
第3章の1② ■学校における働き 方改革等の推進	KPIとして「長期休職者に対する代替教員の100%確保」を設定してはどうか。	長期休職者が生じた際に代替者の確保が十分でない場合、他の教職員の業務負担や精神的負担が増加するとの課題は認識しております。一方、長期休職者の発生は流動的で見込みが難しいことから、一律の数値目標としてKPIを設定することについては慎重な検討が必要と考えています。 本戦略では学校における働き方改革の推進を図ることとしており、御意見の趣旨については、今後の施策検討の参考とし、教職員が安心して働ける環境整備に努めてまいります。 (C)
第3章の2① ■官民連携による移 住定住の取組推進	移住・定住の誘致対象の表現を、「中年層（アクティブシニア）」にしてはどうか。	本戦略では、若年層・中年層、子育て世帯を中心に幅広い層への移住プロモーションの展開を図ることとしており、アクティブシニアを含めたあらゆる世帯を対象としているところです。 いただいた御意見を参考にしながら、引き続き移住・定住の促進に取り組んでまいります。 (C)

【北海道創生協議会構成員】北海道経済連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の2② 外国人材の確保と地域における共生の環境づくり</p>	<p>K P I 「外国人居住者数」の目標値が75,000人は少なすぎるのでは。適切な値を設定した上で、当該居住者数に応じた「共生方策」を検討し書き込むべき。</p>	<p>道では、外国人材の受入拡大や多文化共生社会の実現に向けて、地域や企業における受入環境づくりなど、様々な取組を包括的に実施しているところであり、その成果を表すものと考え、現在のK P Iを設定しておりますが、今後、育成就労法施行による外国人材の受け入れや新たな政権の外国人政策に関する議論を注視しながら、K P Iの整合性について、引き続き検討してまいります。</p> <p>御意見の趣旨については、今後の施策の進め方等の道政運営の参考といたします。</p> <p>(C)</p>
<p>第3章の4③ ■観光コンテンツの磨き上げ ■観光サービス基盤の構築 ■観光インフラの強靱化</p>	<p>K P Iに「観光入込客数」「消費単価」などを用いているが、最も重要な指標は観光消費額であり、次期「北海道観光のくにつくり行動計画」でもそのように示されている。戦略で設定されているK P Iは補助的な指標とし、数値も次期くにつくり計画に合わせるべき。くにつくり計画での目標年、令和12年度を達成するためにはどうあるべきかを観点として持って考えるべき。</p>	<p>「観光消費額」については、「観光入込客数」「消費単価」が向上した結果として導かれることから、「観光コンテンツの磨き上げ」「観光サービス基盤」などの個々の施策に対するK P Iではなく、施策の柱「4 潜在力を活かした産業・雇用をつくる」における数値目標を「外国人観光客」から「観光消費額」に変更いたします。</p> <p>(A)</p>
<p>第6章 市町村戦略支援</p>	<p>市町村の人手不足や繁忙感の解消に向けて、「振興局による市町村間の広域連携に関する支援」を明記いただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第6章の3に「(2)市町村の広域連携に向けた支援」について追記しました。</p> <p>(A)</p>

【北海道創生協議会構成員】北海道漁業協同組合連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の3① ■快適で住みやすく、活力ある漁村の構築 第3章の4⑩ ■水産業の女性・高齢者の活動促進	漁村等における外国人材との共生などについても触れた方がよい。	本戦略では、第3章の2「②外国人材の確保と地域における共生の環境づくり」で、漁村を含む道内各地域において外国人との共生を図ることとしております。 水産業においても、外国人材が本道漁業の実態に即してより活躍ができる環境の整備が必要と考えておりますので、御意見の趣旨については、今後の施策検討の参考といたします。 (C)
第3章の4② ■栽培漁業の推進 ■安定的な水産業経営の育成 ■水産資源の生育環境の保全及び創造と環境と調和した水産業の展開	KPI「漁業生産額（漁業就業者一人あたり）」について、基準値よりも目標値の方が落ち込んでいる。数値が反対なのではないか。	本戦略では、第3章の4「② ■栽培漁業の推進 」や「 ■安定的な水産業経営の育成 」、「 ■水産資源の生育環境の保全及び創造と環境と調和した水産業の展開 」を図るための評価指標を、令和6年(2024年)に作成した北海道総合計画や令和5年(2023年)に作成した第5期北海道水産業・漁村振興推進計画の目標と足並みを揃えており、いずれも目標の数値に誤りはなく、令和4年(2022年)の実績が目標を上回ったことによるものです。 目標については、単年の漁業生産は海洋環境に加え、消費・流通構造や国際的な情勢の変化などにより変動が大きく急減する可能性もあることなどを踏まえて設定しております。 (E)
第3章の4④ ■森林等の二酸化炭素吸収源の確保	施策に「ブルーカーボン生態系とされる藻場の保全・取組を推進する」と記載がある。項目名にも藻場等の表現をいれてはどうか。	御意見の趣旨については、林業分野と同様に、ブルーカーボンについても、目標値の設定等を含めた新たな動向を踏まえ、今後の進め方の参考とさせていただきます。 (C)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第2章の5 戦略推進の考え方	[1]～[10]について、従前からの考え方と第3期で新たに加えた考え方とメリハリなく羅列されている。強弱をつけた方が道の考え方が伝わるのではないか。	御意見のとおり、第2章の5「戦略推進の考え方」は、道の推進の考え方を整理したものであり、道といたしましては、いずれも推進において、重要な要素であると考えております。 一方で、「従前からの考え方と第三期の新たな考え方がメリハリなく羅列」という点は、道民の皆様にもそのような印象を抱かれてしまう可能性もあろうかと思っておりますので、「[6]分野横断的な政策展開」の記載を整理するとともに、別途作成する「第3期北海道創生総合戦略 改訂版のポイント」において、新たに加えた項目に係る考え方が伝わりやすくなるよう、整理することといたします。 (A)
第3章の4③ ■観光コンテンツの 磨き上げ	歴史、文化、暮らし、アウトドア、サイクリング、食、農山漁村、ケア、鉄道など方向感が定まっていなように見えるため、観光コンテンツの対象の絞り込みをしてはどうか。	北海道の観光は、様々な魅力を持ち様々な可能性を持つことから幅広く推し進めていくこととしており、御意見の趣旨については、今後の観光振興の参考といたします。 (C)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の3④ 様々な自然災害リスクなどに対応した安全・安心な北海道づくり</p> <p>第3章の5① 自治体間の広域的な連携の促進</p>	<p>主な施策として「『北海道水道広域連携推進プラン』に基づく多様な広域連携の検討推進」についても明記すべき。</p>	<p>第3章の3「④■強靱な北海道づくり」において、安全で安心な水道水の安定かつ持続的な供給を目指すため、広域連携の促進などに取り組むこととしております。</p> <p>広域連携に向け、具体的には、「北海道水道広域連携推進プラン」に基づき、御意見の趣旨と同様の方向で取組を進めてまいります。</p> <p>(B)</p>
<p>第3章の4⑥ 次世代半導体などデジタル関連産業の集積促進</p>	<p>「誘致促進に向けたインフラの整備」も施策に盛り込むべき。</p>	<p>次世代半導体の製造拠点の整備に向けて、まずは道央圏での製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点を実現することとしております。複合拠点の実現に向けた取組のひとつとして、市町村等と連携したインフラ及び制度面の受入環境の整備なども含むこととしているところであり、御意見については、今後の施策検討の参考といたします。</p> <p>(C)</p>
<p>第3章の5① 自治体間の広域的な連携の促進</p>	<p>地域の枠を超えた連携のあり方の一つとして、「市町村間の広域連携による『地域生活圏』単位での地域課題解決に向けた取組を推進する」ことを明記すべき。</p>	<p>広域分散型の本道において、地域の枠を超えた広域的な連携に取り組むことは重要であり、御意見の趣旨については、今後の施策検討の参考といたします。</p> <p>(C)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1(1) 数値目標	「合計特殊出生率」の基準値を最新(令和6年)の値に修正すべき。	この度の改訂では、修正・追加施策等に伴うもののほか、特定分野別計画と連動した指標の修正等を行っております。戦略の進捗管理の観点から、修正を行わない指標の基準値については、原則変更しないこととしておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、第2章「基本的な考え方」に最新の人口動態データを掲載しました。 (A)
第3章の1① ■子育て世帯の経済的な負担の軽減	国による大学教育終了までの無償化を実現することにより、経済的な負担の軽減を図ることを追加すべき。	道では、これまで高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきております。御意見の趣旨を参考に、引き続き、国の施策を注視しつつ、子ども・子育て施策への財政支援の充実などについて国に対して要望してまいるとともに、子育て世帯の経済的な負担を軽減する取組を進めてまいります。 (C)
第3章の1① ■待機児童の解消をはじめ仕事と育児の両立ができる環境整備	保育士の配置基準の改善を補強すべき。	幼児教育・保育の質の向上や安全・安心な保育体制の充実等を図るためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要であることから、道では、こども未来戦略に基づき、保育士の配置基準の改善を確実に行うよう、国に要望しているところです。また、1歳児については、今年度から新たに職員配置改善加算が創設されていますが、加算措置ではなく、配置基準の早期改善を実施するよう、併せて要望しております。 (C)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1① ■待機児童の解消をはじめ仕事と育児の両立ができる環境整備	<p>病児保育事業で、各市町村に看護師が常駐する医療機関併設型施設の設置や拡充を図ること。</p> <p>医療機関併設型施設等のICT化にあっても、道として必要な経費を市町村に支援することを補強すべき。</p>	<p>病児・病後児保育事業の実施に当たっては、医療機関との連携が必要ですが、実施場所は医療機関に限るものではなく、保育所等でも実施されているところ。事業実施主体である市町村では、地域の実情等を踏まえながら実施場所の確保に取り組んでおり、道では各市町村における病児保育事業の整備や運営費等を支援しております。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、地域における多様な子育て支援サービスの体制整備に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>
第3章の1① ■こどもの安全・安心の確保	<p>オンラインを活用した学習支援の中に、定期試験の受検を可能とすることを補強すべき。</p>	<p>本戦略では、不登校児童生徒のニーズを踏まえながら、オンラインを活用した学習支援の充実を図ることとしており、御意見の趣旨については、今後、学校の教員や市町村教育委員会担当者が参加する会議等での説明の参考にいたします。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>
第3章の1① ■こどもの安全・安心の確保	<p>児童養護施設で働く児童指導員等の職員配置や労働条件改善を積極的に進めること。</p> <p>同施設に働く保育士等についても処遇・配置改善を図ること。</p> <p>社会全体で子どもを育てる体制づくりを強化するとともに、ケアリーバー支援体制を確立することを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の1「①■こどもの安全・安心」において、社会的養育の推進に当たり、人材確保・財源措置等の必要な措置を講じることや自立支援を行うこととしており、政策の方向性を示しています。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の1② ■学校における働き方改革等の推進</p>	<p>部活動の地域移行について、移行後の指導者不足の課題や生徒の移動手段などについては、国が必要な予算を確保して拡充することを補強すべき。</p>	<p>本戦略では、保護者・地域等との連携協働により、学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得るなど、負担軽減を図るほか、一人ひとりの働き方改革の意識を高めるため、時間外在校等時間の上限時間を超える職員に対し、業務の内容や優先順位を協議するなど必要な対策を講じることとしており、御意見の趣旨を今後の参考とし、部活動の地域移行の円滑な実施と持続的な運営のため、指導者の配置や生徒の移動手段の確保などに対応できるよう財政措置の拡充を、引き続き、国に要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>
<p>第3章の1③ ■若者の道内就職の促進や正規雇用化などの雇用の質の向上</p>	<p>「就職氷河期世代支援基本法」の制定をめざし、非正規雇用でキャリアをスタートさせ、その後も正規雇用への道が閉ざされている世代に対して、正規雇用化・無期転換の促進をはかる必要があることから、労働者保護ルールの適用のあり方を見直し、働くものすべての命と権利、生活が守られる環境を整備すること。自治体への支援を通じて、空き家を借り上げる「みなし公営住宅」の補助を進めることを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の1「③■若者の道内就職の促進や正規雇用化などの雇用の質の向上」において、若年無業者や就職氷河期世代等の正規雇用化などの支援をすることとしており、御意見の趣旨は包含しています。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の1③ ■企業・大学等と連携した地域を創る人材の育成	道内の大学が学部や学科の充実を図り、知名度やブランド力を高め、機能強化や魅力向上に努めることを補強すべき。	この度の改訂では、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」を、新たに施策の柱の1つとして位置付け、幅広い施策を連携させながら、取組を推進することとしております。 いただいた御意見については、この度実施した大学生等からの意見聴取においても、類似の御意見をいただいているところであり、引き続き、道内の大学等とも連携し、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」に向け、取り組んでまいります。 (C)
第3章の1③ ■企業・大学等と連携した地域を創る人材の育成	道内にどのような企業があるのか、学生に対して自社の魅力をPRできる場をより一層増やすことを補強すべき。	就職時における流入増の対策としては、第3章の2「① ■地域の産業を支える人材を確保するU・Iターン就職の促進 」において、U・Iターン就職の促進について掲げており、引き続き道外大学との就職連携協定の拡大に努めてまいります。 (B)
第3章の1③ ■女性の能力を発揮しやすい環境の整備	女性の就業率が低い原因の分析を行いながら、女性が働く環境の対策を進めること。 中小企業に対して非正規雇用から正規雇用への転換に対する支援を行うとともに、女性の正規雇用の促進が、会社の将来に有用であることを伝える取組を行うことを補強すべき。	御意見の「女性が働く環境を踏まえた対策」や「企業における女性参画を意識した取組」に係る趣旨については、第3章の1「③若者や女性にも選ばれる地域づくり」において、「働く女性の健康問題など女性の就業率向上に向けた企業の支援体制の充実を促進するセミナーの開催などにより、女性が活躍し続けるための環境、職場づくりを促進する」とし、政策の方向性を示しています。 (B)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の1④ ■障がい者への就労支援施策の充実・強化</p>	<p>障がい者が安心して働き続けることができるよう障害者雇用率の達成とともに、各種助成金等の活用を含め、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境の整備に取り組むこと。 労働協約・就業規則のチェックや見直しに取り組むこと。 障がい特性等に配慮した働き方の選択肢を増やし、就労拡大・職域拡大を図ること。 雇用の安定やキャリア形成の促進を図ることを目的に、能力開発の機会を確保するよう取り組むことを補強すべき。</p>	<p>御意見の「障がい者の就労支援」に係る趣旨については、第3章の1「④多様な人材の活躍推進」において、社会全体で応援する機運の醸成や、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲・特性に応じた就労機会の拡大、職場定着の推進など、政策の方向性を示しています。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の1④ ■障がい者への就労支援施策の充実・強化</p>	<p>障がい児等の家族の仕事と育児・ケアの両立を支援するため、育児・介護休業法上の制度の適用期間の延長や休日数の増加など、弾力的な運用を可能とする法整備を行うこと。 障がい児等の家族の仕事と育児・ケアの両立を支援するため、障害福祉サービスの整備を行うこと。 保護者の付き添いなしで、障がい児等が登下校できるよう通学支援体制の整備を図ること。 移動支援を地域生活支援事業から自立支援給付化し、通年かつ長期を必要とする通学支援にも利用可能とすること。 児童発達支援や放課後等デイサービスにおける預かり時間の延長支援など、保護者の就労などによるニーズを踏まえた対応を図ることについて補強すべき。</p>	<p>本戦略では、第3章の1「②■特別支援教育の充実」において、安全・安心な医療的ケア実施体制を整備することとしています。このうち、道が設置している北海道医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要なこどもを持つ家族や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成や各圏域における協議の場の設置を進めるなど、医療的ケア児及びその家族等への支援体制の充実に向けた取組を進めているところです。</p> <p>御意見については、今後の医療的ケア児等への支援に係る施策推進の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の2② ■外国人材の確保	外国人材が地域社会の一員として受入れ・定着を支援するとともに、多文化共生に向けた環境体制を拡充することを補強すべき。	御意見の趣旨については、第3章の2「②外国人材の確保と地域における共生の環境づくり」において、政策の方向性を示しており、外国人材の確保に向けては、外国人が本道で安心して働き、暮らすことができる環境づくりを進めています。 また、外国人との共生社会の実現に向けては、道内で働き暮らす、外国人の方々が地域社会の一員として、安全・安心に暮らすことができる多文化共生社会の実現に一層努めてまいります。 (B)
第3章の2② ■地域における外国人との共生	「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえ、外国人労働者の転籍を支援していくための予算や人員を確保し、地方版ハローワーク体制を拡充することを補強すべき。	国では、有識者会議の最終報告書を踏まえ、「やむを得ない事情がある場合」の転籍について、その範囲の明確化や手続きの柔軟化を検討していくほか、転籍支援の在り方についても、まずは監理支援機関が中心になって行うこととしつつ、ハローワークは外国人育成就労機構等と連携するなどして行うことを検討していることから、引き続き、国の検討状況について情報収集に努めてまいります。御意見については、今後の施策の進め方等の参考といたします。 (C)
第3章の2② ■地域における外国人との共生	外国人労働者の受け入れ企業に対して、労働法令を遵守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等に交渉ができるよう、国と連携を図り、道として支援を強化することを補強すべき。	御意見の「外国人労働者の就業環境」に係る趣旨については、第3章の2「②外国人材の確保と地域における共生の環境づくり」において、「育成就労制度の開始も見据え、外国人材の受入に関する諸制度の理解促進や受入れを希望する企業の見学会の開催等により、外国人が本道で安心して働き、暮らすことができる環境づくりを進める」とし、政策の方向性を示しています。 (B)

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の2② ■地域における外国人との共生	「技術・人文知識・国際業務(技人国)」として、来道している労働者が不法就労の被害に巻き込まれないよう、道としても悪徳ブローカーの対策を講じることを補強すべき。	道では、第3章の2「②■外国人材の確保」で示している施策のほか、業界団体と連携しながら、市町村や企業等に対し、適正な雇用管理や在留管理についての周知・啓発、生活支援や多言語での情報提供といった取組事例の普及など、外国人が本道で安心して働き、暮らすことができる環境づくりの実現に一層努めてまいります。 (B)
第3章の2⑥ ■航空ネットワークの充実・強化	K P I 「道内空港の国際線利用者数」「道内の国内線利用者数」について、H A Pの目標と整合性を図るべき。	本戦略では、航空需要の創出や新規就航に向けた誘致活動の展開、道内空港の機能強化、地域が一体となった空港間の連携などを通じ、航空ネットワークの充実・強化を図ることとしており、御意見の趣旨については、北海道エアポートなど地域関係者と連携した取組の参考といたします。 (C)
第3章の2⑥ ■航空ネットワークの充実・強化	整備士やグランドハンドリングスタッフなどの航空関連業務の人手不足が深刻化している中、インバウンドをはじめとした旅客の受入体制の強化や、空港までの二次交通などに対応したシームレスな環境整備を図ったうえで、道内空港の増便に着手し、観光産業など地域経済の活性化に繋げていく施策を講じることを補強すべき。	御意見の趣旨については、第3章の2「⑥■航空ネットワークの充実・強化」において、グランドハンドリングの業務の効率化や利便性の高い交通アクセスの整備等に進めることとしており、政策の方向性を示していません。 (B)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の3① ■安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現</p>	<p>ワークサポートケアマネジャーへの支援も含めて、ワーキングケアラー対策を進めること。 介護休業制度の周知を義務付けることを国に求めること。 ひきこもり・不登校の状態にある家族のケアをする場合も、要件が満たせば介護休業等制度の対象であることについて、労働者に周知することを、企業に対して周知・徹底することを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の3「①■安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」において、ワーキングケアラーを含めた支援を必要とするケアラーの早期発見や適切な支援について、また、第3章の4「⑩■誰もが働きやすい環境づくりと仕事と家庭が両立できる職場環境の整備」において、育児・介護休業法や同法で規定されている各種制度が広く事業者や労働者に浸透するよう、普及・啓発などに努めることとしており、政策の方向性を示しています。</p> <p>(B)</p>
<p>第3章の3② ■地域医療を支えるための医療従事者の確保</p>	<p>道として医療従事者の復職支援を強化すべき。また、リファラル採用などの新しい採用の形を取り入れることを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の3「②健やかに暮らせる医療・福祉の充実」において、地域医療を支えるための医療従事者の確保に取り組むこととしており、政策の方向性を示しています。</p> <p>(B)</p>
<p>第3章の3② ■介護人材の確保・定着と高齢者や障がいのある方々を支える仕組みづくり</p>	<p>高齢者の歯科受診を促すための施設に対するアクション行動を展開することを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の3「②■介護人材の確保・定着と高齢者や障がいのある方々を支える仕組みづくり」において、在宅歯科医療連携室の運営を支援することとしており、政策の方向性を示しています。</p> <p>在宅歯科医療連携室においては、介護施設等に対し、在宅歯科医療や口腔ケア提供体制の充実に向けた周知や研修会等を実施しているほか、要介護高齢者等の御家族や介護支援専門員等からの歯科医療に係る相談、訪問診療の依頼などに対応しており、引き続き、在宅歯科医療の推進のため、連携室の支援に努めてまいります。</p> <p>(B)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の3② ■介護人材の確保・定着と高齢者や障がいのある方々を支える仕組みづくり</p>	<p>介護従事者の安全確保・離職防止の観点から、国の「地域医療介護総合確保基金」を活用して、2人加算が活用できない場合には、2人加算相当分を支援することを補強すべき。</p>	<p>カスタマーハラスメントなどにより訪問介護員の安全確保等のため2人での訪問が必要であっても、2名によるサービスの提供を受けた場合、負担額が増額となることから、利用者または家族等の同意が得られず、2人分の介護報酬の算定に至らない事業所もあると承知していますが、道としては、介護報酬の算定要件に関しては、全国一律の制度として適切に対応することが重要と考えており、訪問介護員の安全確保等のため、報酬算定要件を見直すなど、必要な改善を国に求めてまいります。</p> <p>また、暴力やハラスメント対策として事業所を対象とした講習会や利用者へのリーフレットの配付等を行うとともに、訪問介護員の安全確保にも活用可能なカメラ付きICレコーダーの整備も対象となる補助事業なども実施をしているところであり、こうした事業の一層の周知を図ってまいります。</p> <p>「北海道ホームヘルプサービス協議会」などの関係団体等からもご意見をお伺いしながら、今後とも、安全確保や負担軽減に配慮し、利用者の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>
<p>第3章の3③ ■地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保</p>	<p>「買い物難民」「交通弱者」対策を一層進める、という文言を補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の3「③地域を支える持続的な交通・物流ネットワークの構築」において、政策の方向性を示しています。</p> <p>道としては、地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、通学や通院、買い物なども含めた幅広い観点で住民の身近な移動手段として欠くことができない地域公共交通の確保を図るべく本戦略を作成しているところです。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の4⑦ ■中小・小規模企業の持続的発展</p>	<p>国の制度を活用し、道内の中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に向けた支援を行うとともに、深刻な人手不足など厳しい環境にある業種の支援により一層取り組むこと。 国の制度等への申請に関して、必要な書類の作成支援や申請手続きの利便性を向上させ更なる簡素化を図るよう国に働きかけることを補強すべき。</p>	<p>御意見の趣旨については、第3章の4「⑦■中小・小規模企業の持続的発展」において、政策の方向性を示しています。 道では、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模事業者の方々に寄り添い、国の施策も効果的に活用しながら、国や市町村はもとより、各支援機関、関係団体と連携し、事業者の方々の経営状況をきめ細かく把握しながら、伴走型の経営指導、道融資制度の利用促進や新商品開発への助成など、中小・小規模事業者の方々の持続的な発展に向けて支援しています。 (B)</p>
<p>第3章の4⑨ ■きめの細かい職業訓練の実施</p>	<p>ポリテクカレッジやMONOテクなど公共職業訓練の入学(校)料や授業料、教科書等諸経費の無償化を検討し、世帯所得を問わず誰もが必要な職業訓練を受けられるよう所得制度の撤廃を視野に入れた支援金制度の体制を拡充することを補強すべき。</p>	<p>MONOテクにおける公共職業訓練については、第3章の4「潜在力を活かした産業・雇用をつくる」において、「ものづくり関連など地域の産業を支える人材の育成」を掲げており、受講の機会を広く公平に提供する観点から、経済的事情のある方などを対象に、授業料の減免を行っているところですが。 なお、教科書等諸経費については、訓練生に実費分を負担していただいておりますが、地域によっては自治体独自の支援制度があり、負担の低減が図られております。 今後も、こうした減免制度や地元自治体独自の支援制度を活用していただくとともに、より多くの方々に、希望する職業訓練を受講していただけるよう環境の整備に努めてまいります。 (C)</p>

【北海道創生協議会構成員】日本労働組合総連合会北海道連合会

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第4章の2 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト</p>	<p>「合計特殊出生率」の基準値を最新(令和6年)の値に修正すべき。</p>	<p>この度の改訂では、修正・追加施策等に伴うもののほか、特定分野別計画と連動した指標の修正等を行っております。戦略の進捗管理の観点から、修正を行わない指標の基準値については、原則変更しないこととしておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、第2章「基本的な考え方」に最新の人口動態データを掲載しました。</p> <p>(A)</p>
<p>第6章の3(7) 地域おこし協力隊へのサポート</p>	<p>北海道は全国の中でも、地域おこし協力隊が多いことから、この資源を有効活用するとともに、地域おこし協力隊の現状の3年という特別交付税措置を5年程度に延ばすよう国に求めることを補強すべき。</p>	<p>地域おこし協力隊は、地方自治体の委嘱を受け、おおむね1年以上3年以下の期間、地域住民と連携・協力しながら、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」に従事する制度であることから、現状3年を上限として、活動経費等が特別交付税措置の対象となっております。</p> <p>地域おこし協力隊の方々は、地域活性化の貴重な担い手となっており、今後とも、全道において任用を進めていく必要があると認識していることから、更なる確保及び定住に向け、隊員や受入自治体への各種支援の充実・強化について、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>(C)</p>
<p>第6章の3(7) 地域おこし協力隊へのサポート</p>	<p>市町村戦略支援において、「地域活性化企業人」を活用することを補強すべき。</p>	<p>道では、市町村戦略の支援にあたっては、地域の実情に応じながら、地域づくりの拠点である振興局を中心に、「資金・人・情報」の3つの側面から積極的に支援を行うこととしております。専門人材に係る各種制度についても、第6章の2「(2)市町村の取組に資する情報の提供」のとおり、適切に情報支援を行ってまいります。</p> <p>(B)</p>

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第3章の2② ■外国人材の確保	外国人材の確保の項目に関しては、丁寧な背景説明が必要ではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、第3章の2「②■外国人材の確保」に、外国人材受入の背景について追記しました。 (A)

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
<p>第3章の1① ■妊娠前から妊娠期、 出産、幼児期までの 切れ目ない保健・医 療の確保</p>	<p>小児科を標ぼうする医療機関がある自治体数を明確化し、地域間の格差を可視化した上で、各地域において実態に応じた広域連携やオンライン診療、地域看護職の活用、巡回診療などの代替的な医療提供体制の構築を目指すことについて明記すべき。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第3章の1「①■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」に、医療提供体制の構築について追記しました。 なお、医療機関数については「北海道医療計画」で掲載しており、以下のとおりです。 ①小児科・小児外科を標ぼうする医療機関は、病院が140施設、診療所が542施設（R6.4.1現在）であり、このうち病院の約20%、診療所の約40%が札幌圏に所在している。 ②産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関は、病院が70施設、診療所が90施設（R6.4.1現在）となっている。</p> <p>(A)</p>
<p>第3章の1① ■仕事と家庭の両立 ができる職場環境の 整備</p>	<p>「働き方改革に取り組む企業」を「働き方改革に取り組む事業者」に修正すべき。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第3章の1「①■仕事と改定の両立ができる職場環境の整備」の該当箇所を「事業者」に修正しました。</p> <p>(A)</p>
<p>第3章の3② ■人口動態を踏まえ た医療提供体制の整 備</p>	<p>「北海道航空医療ネットワーク研究会と連携し、メディカルウイングを運航する。」を「北海道航空医療ネットワーク研究会と連携し、引き続きメディカルウイングを運航する。」に修正すべき。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第3章の3「②人口動態を踏まえた医療提供体制の整備」の該当箇所を「北海道航空医療ネットワーク研究会と連携し、引き続きメディカルウイングを運航する。」に修正しました。</p> <p>(A)</p>

項目	意見要旨	意見に対する道の考え方 (区分)
第4章の2 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト	プロジェクトの背景として、「年代別の人口移動（転入－転出）の状況（北海道）」のグラフが載っているが、より詳細な分析が必要ではないか。 また、このデータは人口減少に関わる非常に重要な内容でもあることから、総合戦略の冒頭（「Ⅰ はじめに」か「Ⅱ 基本的な考え方」）で掲載した方がよいのではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、第2章「基本的な考え方」に最新の人口動態データを掲載しました。 取組の推進に当たっては、若年層の御意見を踏まえるとともに、最新の人口動態などを的確に分析してまいります。 (A)
第4章の2 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト	若者や女性にも選ばれる地域づくりのためには、魅力的な職場の創出やアンコンシャス・バイアスをなくするための取組みをより一層推進する必要があることから、重点戦略プロジェクトでの位置付けを明確化するべき。	御意見の趣旨を踏まえ、第4章の2「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト」のプロジェクトの狙い及びプロジェクトの枠組みに、アンコンシャス・バイアスへの対応に係る施策を追記しました。 (A)